

議案第 59 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 2 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同部 15 の項中「墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱」を「墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱」に改め、同部 17 の項を次のように改める。

17 削除

別表第 2 区長の部 1 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同部 2 の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、「就労自立給付金の支給に」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に」に改め、同部 2 の 2 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を、「情報」の次に「（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同部 2 の 3 の項、2 の 4 の項及び 2 の 6 の項中「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同部 19 の項中「墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱」を「墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱」に改め、同部 21 の項を次のように改める。

21 削除	
-------	--

別表第２区長の部３６の３の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報を「外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第３区長の部１の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえ、個人番号を利用する事務等に生活保護法に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給に関する事務等を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。